

新

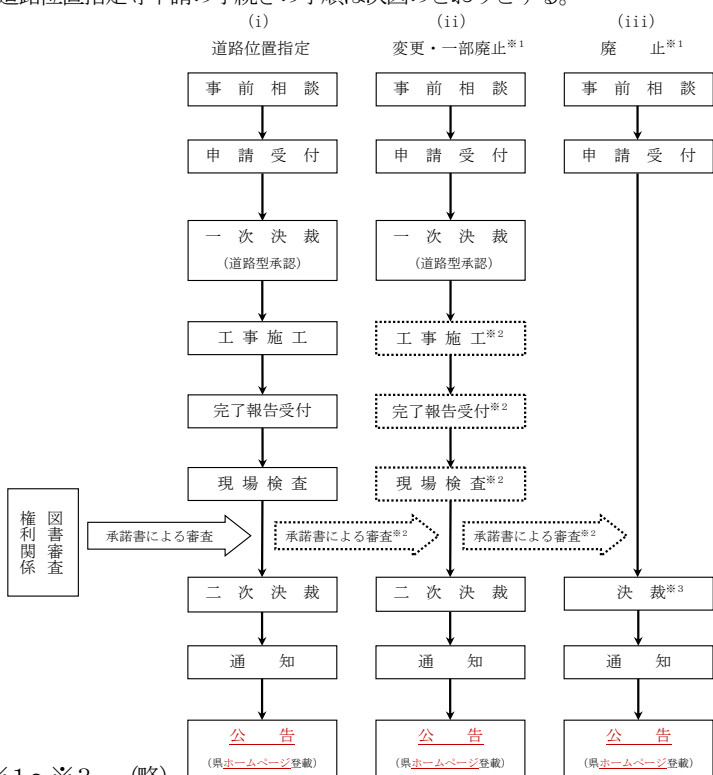
神奈川県道路位置指定等要領

(昭和51年11月30日)
 昭和53年11月1日訂
 平成3年4月1日訂
 平成9年4月1日訂
 平成9年9月1日訂
 平成22年3月1日訂
 令和2年10月30日訂
令和8年6月22日訂

1・2 (略)

3 道路位置指定等申請の手続き

(1) 道路位置指定等申請の手続きの手順は次図のとおりとする。



※1～※3 (略)

旧

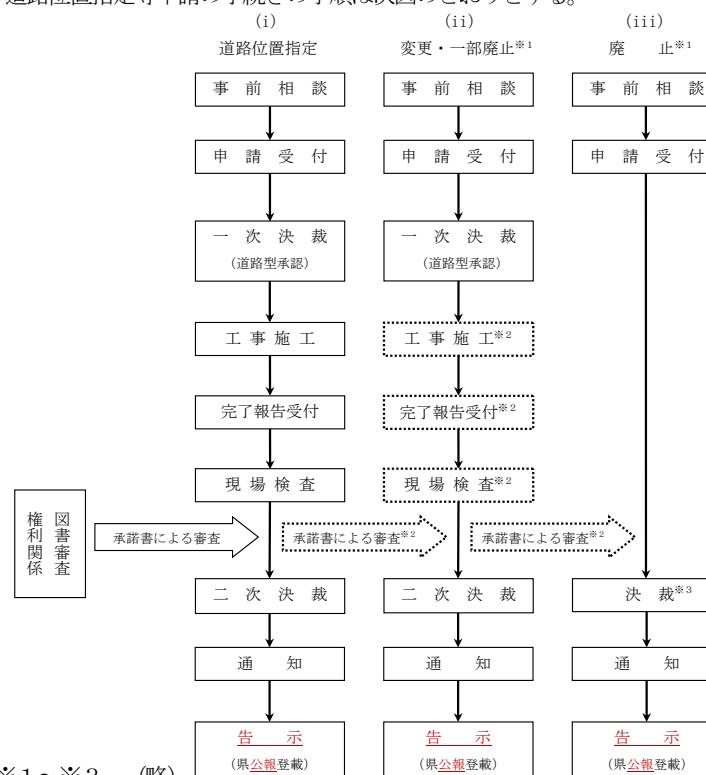
神奈川県道路位置指定等要領

(昭和51年11月30日)
 昭和53年11月1日訂
 平成3年4月1日訂
 平成9年4月1日訂
 平成9年9月1日訂
 平成22年3月1日訂
 令和2年10月30日訂

1・2 (略)

3 道路位置指定等申請の手続き

(1) 道路位置指定等申請の手続きの手順は次図のとおりとする。



※1～※3 (略)

新

旧

(2) (略)

(2) (略)

(3) 申請関係図書

(3) 申請関係図書

申請書及び添付図書については、次の表に従い、用途に応じて各1部ずつ作成し、提出させる。このうち、⑧及び⑩については二次決裁時まで提出すればよいものとし、申請後において⑥及び⑦に変更が生じた場合は、二次決裁時まで最新のものと更新させるとともに、必要に応じて修正した⑧を提出させること。

申請書及び添付図書については、次の表に従い、用途に応じて各1部ずつ作成し、提出させる。このうち、⑧及び⑩については二次決裁時まで提出すればよいものとし、申請後において⑥及び⑦に変更が生じた場合は、二次決裁時まで最新のものと更新させるとともに、必要に応じて修正した⑧を提出させること。

なお、各土木事務所において別に必要がある場合は、申請者への部数追加を願うなど、適宜対応すること。

なお、各土木事務所において別に必要がある場合は、申請者への部数追加を願うなど、適宜対応すること。

図書種類 図書用途	①	②	③	④	⑤-1	⑤-2	⑤-3	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
土木事務所保存用	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木事務所閲覧用					○	○	○					
申請者への通知用		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
市町村への通知用		○	○	○	○	○	○	○				
(削除)												

図書種類 図書用途	①	②	③	④	⑤-1	⑤-2	⑤-3	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
土木事務所保存用	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木事務所閲覧用					○	○	○					
申請者への通知用		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
市町村への通知用		○	○	○	○	○	○	○				
建築指導課への通知用		○	○	○	○	○	○	○				

(注) (略)

(注) (略)

(4) (略)

(4) (略)

(5) 決 裁

(5) 決 裁

1) (略)

1) (略)

2) 二次決裁

2) 二次決裁

道路位置指定等に係る工事完了報告書が提出された場合は、一次決裁と同様に記載事項等について確認を行うとともに、現場検査を実施し、適正であると認められる場合は決裁を行った上で、法施行規則第10条第3項の規定により申請者へ通知（指定通知書の交付）する。

道路位置指定等に係る工事完了報告書が提出された場合は、一次決裁と同様に記載事項等について確認を行うとともに、現場検査を実施し、適正であると認められる場合は決裁を行った上で、法施行規則第10条第3項の規定により申請者へ通知（指定通知書の交付）する。

特に、⑧道路の位置の指定承諾書等については、公図及び登記事項証明書等から道路位置指定等区域内権利者の確認を厳に行うこと。

特に、⑧道路の位置の指定承諾書等については、公図及び登記事項証明書等から道路位置指定等区域内権利者の確認を厳に行うこと。

県ホームページ掲載による公告は、法施行規則第10条第1項の規定に基づく公告事項につ

新	旧
<p><u>いて確認を行い、登載内容の決裁を行った上で実施すること。</u></p> <p>なお、一次決裁が終了し、工事着手を指示しただけでは道路位置指定等を行ったことにはならず、道路位置指定等を行う前に同一区域において他の申請が提出された場合には、申請者に県細則第9条による取下げ届の提出を促し、新たな道路位置指定等として取り扱うよう指導を行うこと。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1. この要領は、<u>令和8年6月22日</u>から施行する。</p>	<p>なお、一次決裁が終了し、工事着手を指示しただけでは道路位置指定等を行ったことにはならず、道路位置指定等を行う前に同一区域において他の申請が提出された場合には、申請者に県細則第9条による取下げ届の提出を促し、新たな道路位置指定等として取り扱うよう指導を行うこと。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1. この要領は、<u>令和2年12月1日</u>から施行する。</p> <p>2. この要領の施行前にした行為については、なお従前の例による。</p>